

# 台風等に伴う授業の措置について

## 1 午前 6 時の気象庁の発表で

- (ア) 東京 2 3 区東部に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報のいずれもが発令されていない場合
  - ・平常授業、8 時 3 0 分までに登校
- (イ) 東京 2 3 区東部に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報のいずれかが発令されている場合
  - ・自宅待機

## 2 午前 8 時の気象庁の発表で

- (ウ) 解除された場合・・・生徒は 1 0 時 3 0 分登校 平常 3 限目より授業
- (エ) 東京 2 3 区東部に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報のいずれかが発令されている場合
  - ・自宅待機

## 3 午前 1 1 時の気象庁の発表で

- (オ) 解除された場合・・・生徒は 1 3 時 0 0 分登校 平常 5 限目より授業
- (カ) 警報が解除されていない場合・・・臨時休校と致します。

\* 警報が解除されていても、気象状況の影響で都営新宿線が運転を見合わせている場合も同様です。

\* 激しい雨や風の中での登校には、安全を第一に考慮し絶対に無理な登校はしないようにしてください。また、警報が解除された後に、安全に登校ができる状況になった時には、速やかに登校をして授業または考査等を受けるようにしてください。

\* 授業の開始は生徒の登校状況をみて判断いたします。

(災害による登校時間の遅れは遅刻・欠席にならないように配慮いたします)

\* インターンシップ・ワーキングプログラム実施時は、会社の指示に従ってください。